

海外旅行保険

海外留学生専用の特約

留学する場合に特有の危険を補償する特約をご用意しています。
お客様のニーズに合わせて、補償を組み合わせてご契約いただくことができます。

- ・「留学生」とは、勉学、研修および技術習得を目的として海外に滞在し、かつ、海外の学校に在籍する方(入学予定者を含みます。)をいいます。なお、学校とは就学期間の定まっているものをいい、カルチャースクール等の入退学が自由なものは含みません。
- ・就学期間終了後に「現地で就労する予定がある」等の理由により、設定する保険期間と留学期間が大幅に異なる場合、留学生専用の特約はセットできません。

① 各特約の補償内容(詳細は裏面をご確認ください。)

留学生賠償責任危険

- 留学中に居住施設内の備品を壊してしまった場合
- 留学中に他人にケガをさせてしまった場合

(注)上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況などにより、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



留学生生活用動産損害

- 留学中に偶然な事故により、居住施設内の家財を破損した場合
- 留学中にカメラを落として破損した場合

(注)生活用動産が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。



留学継続費用

- 留学費用を負担している留学生の扶養者が、事故によるケガのために死亡または重度の後遺障害となり、留学生を扶養できなくなった場合



② <ご契約例 1>

<ご契約例 2>

補償項目	保険金額	補償項目	保険金額	補償項目	保険金額
傷害死亡	3,000万円	疾病死亡	3,000万円	留学生賠償責任	5,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	疾病治療費用	1,000万円	留学生生活用動産	100万円
傷害治療費用	1,000万円	救援者費用等	800万円	留学継続費用*	200万円

補償項目	保険金額	補償項目	保険金額	補償項目	保険金額
傷害死亡	1,000万円	疾病死亡	1,000万円	留学生賠償責任	5,000万円
傷害後遺障害	1,000万円	疾病治療費用	1,000万円	留学生生活用動産	70万円
傷害治療費用	1,000万円	救援者費用等	600万円	留学継続費用*	120万円

*被保険者(留学生)の扶養者が留学費用を負担している場合に限り、セットできます。

保険期間	30日～31日以内	2か月超～3か月以内	5か月超～6か月以内	11か月超～1年以内
保険料(注)	37,740円	115,540円	266,190円	567,720円

保険期間	30日～31日以内	2か月超～3か月以内	5か月超～6か月以内	11か月超～1年以内
保険料	33,090円	103,660円	240,520円	514,160円

(注)保険期間と、保険始期から予定留学終了時までの残余期間が同じである場合の保険料です。

- このチラシは「海外旅行保険」の一部の特約を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「海外旅行保険」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。また、詳しくは「海外旅行保険のご案内(ご契約のしおり(普通保険約款・特約))」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

特約名の後に **A**、**B** がある場合および **補償重複** マークがある特約をセットされる場合については、「海外旅行保険」パンフレットのP.03をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合 およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
留学生賠償責任危険補償特約 B 補償重複	留学生賠償責任危険保険金 補償重複	<p>被保険者が、海外旅行中の日常生活に起因する事故、または留学・旅行のための宿泊・居住施設の所有・使用または管理に起因する事故によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊(紛失および盗難を含みます。)*について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>(注)他人の財物には、次のものを含みます。 ア. レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用動産 イ. 宿泊施設の客室および客室内の動産(Сейフボックスのキーおよびルームキーを含みます。) ウ. 居住施設の部屋および部屋内の動産(ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水等による水濡れにより与えた損害に限ります。) エ. 居住施設の部屋以外(ただし、火災、爆発、破裂および漏水等による水濡れにより与えた損害に限ります。)</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> $\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} = \text{免責金額} (*) (0円)$ </div> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 1事故につき、留学生賠償責任危険保険金額が限度となります。 (注2) 上記計算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記計算式により計算した額が留学生賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記計算式により計算した額に対する留学生賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 (注3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)損害賠償責任 ② 航空機、船舶(原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを含みません。)、車両(原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモビルを含みません。)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 他人から借りたり預かった財物のうち「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物の損壊に起因する損害賠償責任 ④ 親族に対する損害賠償責任 など</p>
留学生生活用動産損害補償特約 B 補償重複	留学生生活用動産損害保険金 補償重複	<p>海外旅行中に偶然な事故により、生活用動産に損害が発生した場合 (補償対象とならない生活用動産) ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の運転免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物 ④ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ⑤ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます。)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具やサーフィン等を行うための用具 ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物 ⑦ 動物および植物 ⑧ 飲食品および電気、ガスその他の燃料品 ⑨ 日本国内の被保険者の住宅から留学先または留学先から住宅へ向けて輸送中の物 ⑩ クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に託したもの ⑪ 商品もしくは製品等または業務の目的のために使用される設備もしくは仕器 ⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 など</p> <p>(注) 生活用動産とは、被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物で被保険者が携行している物および被保険者の留学のための宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> $\text{損害の額} - \text{免責金額} (*) (0円)$ </div> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 同一保険年度内の事故について、留学生生活用動産損害保険金額が限度となります。 (注2) 損害の額は、修理費用または保険価額*を基準に決定します。なお、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます。)を損害の額とします。 (注3) 損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額*が限度となります。 (注4) 上記の損害の額は、1事故につき、生活用動産1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。 (注5) 生活用動産が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※「海外旅行保険」パンフレットのP.11【用語のご説明】※4をご確認ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運動ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 差押え・破棄等の公権力の行使。ただし、火災・消防防たお避難に必要処置、空港等の安全確認検査での手荷物の錠の破棄を含みません。 ⑦ 保険の対象の欠陥 ⑧ 保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはおぼれ、虫食い等 ⑨ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷またはお汚損であって保険の対象としてその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑪ 保険の対象の置き忘れ・紛失 ⑫ ガラス器具、美術品の破損、湿度の変化による損害。ただし、火災、爆発、地震、風水災、盗難等により発生した場合を含みません。 など</p> <p>(注) 保険の対象とは、補償の対象となる生活用動産をいいます。</p>
留学継続費用補償特約 A 補償重複	留学継続費用保険金 補償重複	<p>保険期間中に扶養者(*)が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって被保険者が損失を被った場合 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第2級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合 ③ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合 ア. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの イ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(*) 扶養者は、被保険者の親族のうち、被保険者を扶養する方で保険証券等の扶養者欄に記載された方をいいます。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> $\text{扶養者が「保険金をお支払いする場合」の①、②または③に規定する状態になった時} (*) \text{から保険証券等に記載された予定留学終了時までの期間} (**) \times \text{留学継続費用保険金額}$ </div> <p>(*) 1 被保険者が留学のために出国していない場合には出国した時とします。 (**) 2 上記期間が1年に満たない場合または1年未満の端日数が発生した場合は、1年を365日として計算した割合により留学継続費用保険金の額を決定します。 (注) 留学継続費用保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失 ② 扶養者の闘争行為、自殺行為またはお自害行為 ③ 扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運動ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 扶養者の脳疾患、病気またはお心霊喪失 ⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産またはお流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑦ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑧ 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨ 保険期間前またはお終了後に発生したケガ</p> <p>(2) 保険金をお支払いする場合に該当した時に、被保険者が学生・生徒(学校への入学手続きを終えた者を含みます。)でない場合、保険金をお支払いできません。 (3) 保険金をお支払いする場合に該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合、保険金をお支払いできません。 など</p>